

タイの労働者保護法改正（在宅勤務）について

2023年3月21日

One Asia Lawyers Group タイ事務所

1. はじめに

2023年3月19日に労働者保護法第8号（以下、「改正法」）が官報に掲載され、2023年4月18日より施行されます。改正法では一定の要件について労使間で合意することで、在宅（または事業所外での）勤務が可能となることが明記されました。改正法の背景には、従業員のクオリティオブライフ（QOL）向上、使用者が受ける恩恵に加え、通勤による交通渋滞の緩和が挙げられています。本ニュースレターでは改正法の概要について解説致します。

2. 第23/1条の追加

新たに追加された労働者保護法第23/1条によれば、従業員が事業所外での業務（在宅ワークやインターネットを利用した事業所外での業務含む）を行う場合は、必要に応じて以下の情報を含む詳細について、書面または電子ファイル形式により労使間で事前に合意しておく必要があります。

- (1) 合意内容が適用される開始日と終了日について
- (2) 通常の労働日及び労働時間、休憩時間、及び時間外労働について
- (3) 時間外労働及び休日労働にかかる基準、及び休暇の取扱いについて
- (4) 従業員の業務スコープ及び義務、及び使用者による業務管理または監督について
- (5) 業務上必要な機器または道具の提供及び諸経費について

また、通常の労働時間が終了した際、または使用者より指示された業務が終了した際、従業員が事前に書面で同意した場合を除き、従業員は使用者や上長からのいかなる媒体

による連絡であっても終了後の業務を拒否する権利を有すること、さらに、事業所外での業務を行う従業員は、事業所内で業務を行う従業員と同一の権利を有すること、が定められました。改正法の施行により、コロナをきっかけとした在宅ワークがさらに促進されることが予想されます。

〈注記〉

本内容に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers Group」は、アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 及び南アジア法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyers Group タイ事務所においては、常駐日本人専門家 3 名を含む合計 20 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本 雄登)

masaki.fujiwara@oneasia.legal (藤原 正樹)

miho.marsh@oneasia.legal (マーシュ美穂)



[藪本 雄登](#)

One Asia Lawyers Group タイ事務所代表/メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。



[藤原 正樹](#)

One Asia Lawyers Group タイ事務所

知的財産案件を広く扱う法律特許事務所に13年間在籍し、知的財産法務、営業秘密を含めた情報関連法務、ソフトウェア法務、WEBサービス関連法務、その他企業法務及び破産管財業務などに従事し、訴訟案件にも数多く対応してきた実績がある。また、著作権の検定問題を複数年にわたり担当し、著作権関連法務も多く取り扱ってきた。2020年からは個人情報保護法、IT領域を中心にタイ企業法務に関するリーガルサポートを提供している。



[マーシュ美穂](#)

One Asia Lawyers Group タイ事務所勤務

ネイティブレベルのタイ語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査、労務、コンプライアンス監査、内部通報、相続、その他各種登記業務のサポートを担当。